

# 議員全員協議会会議録

令和8年3月16日

宮古市議会

## 令和8年3月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(3月16日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
説明事項(2)	5
説明事項(3)	6
説明事項(4)	6
散 会	18

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和8年3月16日（月曜日） 午前10時43分  
場 所 議事堂 議場

○

## 事 件

〔説明事項〕

- (1) 中期財政見通しについて
- (2) 宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- (3) 宮古市議会報告会実施要綱の一部を改正する告示について
- (4) 議会運営についての了解事項の一部改正について

出席議員（21名）

2番	畠	山	智	章	君	3番	水	木	高	志	君
4番	山	崎	高	広	君	5番	佐	藤	和	美	君
6番	古	館		博	君	7番	中	嶋	勝	司	君
8番	今	村		正	君	9番	白	石	雅	一	君
10番	木	村		誠	君	11番	西	村	昭	二	君
12番	小	島	直	也	君	13番	鳥	居		晋	君
14番	伊	藤		清	君	15番	高	橋	秀	正	君
16番	工	藤	小	百合	君	17番	長	門	孝	則	君
18番	落	合	久	三	君	19番	松	本	尚	美	君
20番	田	中		尚	君	21番	竹	花	邦	彦	君
22番	橋	本	久	夫	君						

欠席議員（0名）

なし

---

説明のための出席者

説明事項（1）

総務部長	箱石	剛	君	財政課長	渡邊	伸也	君
副主幹兼 財政係長	畑中	学	君				

---

議会事務局出席者

事務局長	三上	巧	次	長	刈屋	巧
主任	川村	浩之				

## 開 会

午前10時43分 開会

○議長（橋本久夫君）

ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は20名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、説明事項4件となります。



### <説明事項>（1）中期財政見通しについて

○議長（橋本久夫君）

それでは、説明事項の1、中期財政見通しについて説明を願います。

箱石総務部長。

○総務部長（箱石剛君）

それでは、中期財政見通しについてご説明をいたします。

本日説明をいたします中期財政見通しは、新年度の予算編成時点において見込まれる今後10年間の財政の見通しについて、作成したものでございます。内容につきましては、財政課長より説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋本久夫君）

渡邊財政課長。

説明は着座でも結構です。

○財政課長（渡邊伸也君）

それでは私から内容を御説明いたします。

先ほど総務部長からございましたとおり、この中期財政見通しは、現時点において見込まれる一般会計と墓地事業特別会計を合わせた普通会計について、今後10年間の見通しを作成したものでございます。なお、今後の経済情勢の推移を見込むことは難しいことから、現在の状況が続くものとして算定しておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

初めに資料の構成についてご説明いたします。

まず、2ページと3ページには、今後10年間の歳入歳出などの見込額を記載しております。また、4ページ以降は、各項目ごとの数値の推移などについて説明した補足資料となっており、この後、私が説明する内容が記載されております。

それでは2ページをご覧ください。

まず、表の見方ですが、上段の表が歳入、下段の表が歳出となります。また、それぞれの表の左側から順に、歳入または歳出の項目、令和6年度の決算額、令和7年度の3月補正の内容を含めた決算見込額となり、令和8年度については、当初予算案をもとに、令和7年度からの繰越事業及び繰越金はないものとして、算定しております。さらにその右側以降は、令和9年度から令和18年度までの10年間の見通しとなっております。

そして次のページ、3ページは、主要な基金の残高見込みと地方債の残高見込みを記載しております。

それでは内容について、歳入からご説明いたしますので、2ページにお戻り願います。

初めに地方税です。地方税のうち、市民税については、個人市民税の均等割及び所得割は、人口減少の影響に

より減少するものと見込んでおり、法人市民税は、現在と同程度で推移するものと見込んでおります。また、固定資産税については、償却資産に関して減価償却等により、毎年度2%程度の減額を見込んでおり、固定資産税全体として、緩やかな減少を見込んでおります。軽自動車税やたばこ税は、人口減少等を考慮して、緩やかに減少するものと見込んでおります。以上のことを踏まえ、地方税全体としては、緩やかに減少していくものと見込んでおります。

次に、地方譲与税等についてですが、この項目は、地方譲与税のほかに、利子割交付金などの各種交付金を含めた数値となっております。令和8年度限りで見込んでいる地方特例交付金における地方揮発油譲与税等の減収補填分を除き、令和8年度以降同額と見込んでおります。

次に地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては、基準財政需要額に関して、公債費の影響により、令和9年度までは増加を見込むものの、令和10年度以降は公債費が減少に転じることに加え、人口減少等の影響により減少していくものと推計しております。特別交付税につきましては、令和9年度以降同額と見込んでおります。

次に国庫支出金及び県支出金ですが、投資的経費に対する国や県からの支出金につきましては、総合計画をもとに算定しております。扶助費に対する支出金については、毎年度0.5%の増額と見込んでおります。その他につきましては、総合計画をもとに算定したほか、各年度における選挙執行委託費や国勢調査等の臨時的要因を見込んでいます。

次に繰入金ですが、ふるさと寄附金を財源とした市勢振興基金については、令和8年度以降、寄附金を25億円見込んでいることから、毎年度15億円繰り入れるものとして見込んでいます。また、各年度において、財政調整基金及び市債管理基金により、財源調整をしております。

次に、地方債については総合計画をもとに算定しています。

次に、その他の収入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入の合計となっております。いずれも令和8年度以降、同額と見込んでいます。

次に歳出についてご説明いたします。

義務的経費のうち、人件費につきましては、退職者数や採用者数の増減、定年延長の影響などを踏まえた人事担当課の見通しに基づき、一定の増減額を見込むほか、各選挙費用や国勢調査などの臨時的要因を踏まえて算定しております。扶助費につきましては、近年の増加傾向を踏まえ、毎年度0.5%の増額を見込んでおります。また、公債費の算定に当たっては、利率が上昇している現状を勘案し、令和8年度以降の借入利率を2.1%として試算しております。なお、令和9年度が起債償還のピークと見込んでいます。

普通建設事業費につきましては、総合計画をもとに算定しています。なお、令和8年度以降の災害復旧費はないものとして算定しております。

繰出金につきましては、令和8年度以降同額と見込んでおります。

その他経費については、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金貸付金の合計となっております。このうち物件費につきましては、人口減や公共施設の再配置等による経費節減分を見込むとともに、各選挙費用や国勢調査、固定資産税の評価替え等の臨時的経費を計上しております。補助費等につきましては、広域行政組合負担金等の増減を加味した額を計上しており、広域行政組合負担金等を除き、令和8年度以降同額と見込んでおります。

次に3ページ目をご覧ください。

基金残高につきましては、令和18年度の財政調整基金の残高を25億2,700万円と見込んでおります。また、地方債残高については、今後償還が進んでいくことから、減少する見込みとなっております。

以上が、中期財政見通しとなります。冒頭に申し上げましたとおり、今後の経済情勢については、その推移を見込むことは困難であります。人口減少や少子高齢化、物価の高騰など、宮古市を取り巻く状況を踏まえ、事務事業の見直しと効率化を進めるとともに、ふるさと納税や、企業版ふるさと納税を初めとした自主財源の確保に努めてまいります。説明は以上でございます。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。この件について何か質問があれば挙手を願います。

よろしいですか。はい。ないようでございますので、なければこの件はこれで終わりいたします。

説明員は退室してください。

〔説明員退室〕

○議会事務局長（三上巧君）

議会運営委員会委員の皆さんは説明者席に移動をお願いします。

○

<説明事項>（2）宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

○議長（橋本久夫君）

それでは次に説明事項の2、宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

それでは、宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

2ページをご覧ください。

背景についてであります。ありますが、令和7年12月定例会議において、令和8年4月1日からの行政組織の見直しに係る条例案を議決いたしております。行政組織の見直しに伴って、各常任委員会の所管を変更する必要性が生じたので、1月8日の議会運営委員会、1月28日の正副委員長会議、そして2月25日の議会運営委員会と協議を重ねまして、条例改正案を作成いたしました。3月18日の本会議最終日に、別紙のとおり、議会運営委員会の発議で条例案を提出したいと考えております。改正の内容を説明いたしますので、発議案の新旧対照表をご覧ください。

まず、総務常任委員会ですが、現在の企画部、エネルギー環境部が廃止され、新設の政策推進部、地域振興部を所管いたします。次に教育民生常任委員会ですが、所管する部に変更はございませんが、税務課が市民生活部に移管されるなどの変更がございます。次に産業建設常任委員会ですが、現在の商工労働観光部が廃止され、新設の交流推進部、商工労働部所管いたします。これらの所管の変更については、行政組織の見直しに合わせて、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議員定数の削減に伴い、常任委員会の委員定数を変更いたします。総務常任委員会は、8人から7人、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会は、それぞれ7人から6人に変更いたしたいと考えております。これらの委員定数の変更につきましては、議員定数の削減に合わせて令和8年5月1日から施行するものであります。以上説明いたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件について何か質問があれば挙手を願います。

よろしいですか。はい。ないようでございますので、この件はこれで終わりいたします。

○

<説明事項>（3）宮古市議会報告会実施要綱の一部を改正する告示について

○議長（橋本久夫君）

次に説明事項の4、失礼しました。3、3ですね。はい。説明事項の3、宮古市議会報告会実施要綱の一部を改正する告示について、議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

はい。それでは私のほうから説明をさせていただきます。宮古市議会報告会実施要領要綱の一部を改正する告示について説明いたします。

2ページをご覧ください。

経緯についてであります。令和7年3月定例会議において、本議会の議員定数を3名削減する条例案を議決いたしました。つきましては、令和8年度の議会報告会に向けて宮古市議会報告会実施要綱に定める班編成を見直しましたのでお知らせをいたします。

改正の内容を説明いたしますので、3ページをご覧ください。

これまでの4班編成を3班編成に変更するものであります。以上説明といたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。この件について何か質問があれば挙手を願います。

はい。ないようでございますので、この件はこれで終わります。

○

<説明事項>（4）議会運営についての了解事項の一部改正について

○議長（橋本久夫君）

次に説明事項の4、議会運営についての了解事項の一部改正について、議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

はい。それでは説明をさせていただきます。

議会運営についての了解事項の一部改正でございますが、資料をご覧ください。

議会運営委員会の委員の一つは選出方法についてであります。これを変更しようとするものであります。議会運営委員会の委員定数は、宮古市議会委員会条例第2条第1項第5号により7人以内と定めておりますが、委員定数は変更せず、議会運営についての了解事項にある委員の選出についてを変更する内容でございます。変更箇所はただし書の国政政党の会派は所属議員が3人未満でも1人を委員に推薦できるものとする。この部分を、所属議員が2人でも1人を委員に推薦できるものとするに変更しようとするものであります。また、この変更は令和8年5月1日から施行するものでございます。以上説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。この件について何か質問あれば挙手を願います。

松本委員。

○19番（松本尚美君）

了解事項の変更で3人未満から2人と、前段では国政政党の会派ということにありますが、今回この3人未満から2人に減らす理由をまずお聞かせ願います。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

端的に言いまして議員定数の総数が今回から新しい議会のもとで、従来の22から19に減ると。そういう大きな要因とすればですね、そういうもとでの会派の在り方をどうするかということでは、特に従前は3人以上をもって会派とするというのが一般原則でありました。これまではそれらも参考にしながら、政党であっても言わば3人以上という要件にですね、出せるというのがありましたし、さらには、政党であれば1人でも議運の委員として選出できるというのが従来の規定であります。そこで松本委員のお尋ねでありますけれども、議員定数の言わば削減に伴いまして、なおかつ議会運営委員会の定数も見ながらですね、ここはやっぱり2人っていうふうな数が妥当だろうということですね、提案させていただいてるという内容でございます。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

はい。3人未満が2人、これは定数減に伴うということで理解はしますが、この国政政党の会派、国政政党ですね。以前からちょっと気にはなってるんですが、中央議会の議員選挙は国政っていうか、とは違って部分があるんじゃないのかなというふうに思うんですが、了解事項ですから皆さんがいいということであればそれでいいのかもしれませんが、要するに政党というのは、一定、政治活動ですね、を行う社会的存在だと位置付けられています。会派っていうのは、議会内とか院内とかに限られている機能がですね、ですから、選挙では政党で選ばれるのではなくて、個人で選ばれるというのが私の理解なんですね。ですから、政党名、公認されてるか、政党名を名乗って公認されて出馬する、それはそれでありうることなんですけれども。では無所属、政党を名乗らないで、公認もされないで無所属の議員が政党に属さないですね、議員が選挙に出る。差が、個人で選ばれるんですけども差が出てしまう。この差をなぜつけるのかという部分なんですね。ちょっと改めてこの差、政党だ、政党公認で名乗って出る議員と個人では全体は選ばれるんですけども、無所属の議員の扱いが違うというのはどういう理由でしょう。ちょっと確認したいです。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

松本委員もご承知のように、私たち地方議会の議員につきましてはですね、言わば差別は許されないというふうに思っておりますが、この議会運営委員会の選出方法につきましては、松本委員もおっしゃったように、私たちの合議のもとで、その定数をどうする、そこに送り出せる言わば委員の選出基準をですね、やはり会派ということで考えてまいりました。会派という考え方につきましては例えば政党所属であっても、同一会派でこの方とこの方と一緒にやってやりたいという場合をですね、原則前提にしているということがあったと私は理解してお

ります。大事なことは共通する政策の方向であります。当然本会議で採決に当たりましてはですね、同一会派の方が片方は賛成して、片方の方は反対するってことは、私たちが会派あるいはその議会、常任委員会中心主義の議会運営やろうというこの議会基本条例に照らしたときに、そこはあくまでもその議員のそれぞれの良識に従ってですね、適切に行使すべきものであって、あくまでも議会運営委員会の運営の在り方とすればですね、政党名に関しましては従来優遇するような形がありましたけれども、今回はそれを廃止するという形で松本議員、懸念のですね、あの、何だろう。不公平感というものも解消に踏み切ったという理解であります。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

いや廃止されてない。改選後は。あくまでも改正後であっても、3人未満から2人ってのは変わってますけども、国政政党の会派は変わってないですね。国政政党。会派はもちろん1人でないというのは、自然な理解だと思うんですね。複数ののは会派だと。でも会派と政党、国政政党の会派っていうのと、何でもこう区別するんですかっていう話です。はい。分かるように説明していただきたい。

○議長（橋本久夫君）

西村議員。

○議会運営委員会委員（西村昭二君）

はい。補足をさせていただきたいと。まず改正前の3人未満っていうところ、所属と国政政党というのもこれも、そもそも暫定的に定めた経緯がありますよね。お亡くなりになられた方であるとか県議会へ選出、挑戦した方とか、それで議会運営委員会のメンバーが少なくなったので、まずこの3、国政政党の会派が3人未満というところも暫定的に、工藤議員が議会運営委員会の委員長さんのときにこういうふうに暫定的にやりましょうというところを変えたので、まずこもご理解頂きたいと。その中で、改選後にこういった提案をさせていただいたのは、現在、国政政党というところの在り方というのやはり国政政党というのは政党に推薦をされる公認をされるという形で選出されるというところは、この暫定の3人未満という時にも議論がありましたけれども、やはり国政政党というのは尊重すべきだろうというところで、今回この国政政党というのをこの今の任期中に1人でもということやらせていただきました。これはやはり議会運営委員会の委員が7名という以内というところがあったということもあって、現在の会派構成からいくと、こういうふうにしたほうが議運も議論も深まるだろうというところであったということをご理解ください。

そして2人、今回の改正後の2人にしたところは、国のほう見ても国政政党もいろいろ乱立しているところもあって、もしかしたらば、いろんな政党から公認された方が1人会派として、いろいろ出てくるおそれという言い方も変ですけどそういった懸念というか、そういったものもありましたので、国政政党は尊重すべきだと。しかし、1人ではなくやはり2人以上だというところで定めて、そして委員の数も7名以内というところなので、これ1人のままでいくともしかしたら、いろんな政党が参政党さんが出て最近出てきたり、国民民主さん様々令和さんとかというところで、この宮古地域にもいろいろ支部とかも存在してるので、1人で国会の国の国政政党が推薦公認に出たときに、議会運営委員会という形で7名というところを超えてしまう恐れもあるというところの議論もありましたので、改正後はこのようにさせていただきたいという内容で提案をさせていただいております。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

議員の説明補足には、ほとんどなっていないなと思ってました。3人未満から2人するのは何も私は理解してる、してる前提で、ただし、この国政政党っていうのは、西村議員も説明してましたが尊重するっていうね。だから、なんで、じゃ無所属の議員は尊重されないっていう、立場は私は同じだと思いますよ。選挙で選ぶは、それは会派でね、会派で選挙をやるっていうルールであればそうかもしれませんし、国政政党を名乗って、選挙を議員選挙をやるっていうんなら、それもそうかな、これは国政と同じですけども、でも地方議会は基本的には個人を選ぶ選挙なんです。ですから、対象外、国政政党名乗らない議員は、尊重されないというふうに逆に聞こえてしまう。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員（西村昭二君）

松本委員のほうにですね、理解する上で、西村委員も丁寧に説明したはずなんですけれども、ほとんど答弁になっていないという意味の意見を述べられました、それはちょっと言い過ぎではないのかなと思っておりますので。そういうことじゃありません。議員定数の削減に伴ってですね、従来、政党、国政政党を名乗る者は、3人以上1名の会派を出せるという、これこそ特別扱いしておりました。今回は、この間の松本委員の指摘も踏まえてですね、なおかつ議会運営委員会の定数が一番頭にあるわけでありまして、3人をひとつやっばり国政制度に関しては、2人にハードルを下げたと思われるかもしれませんが、一番の違いは、1名の場合には議運には出せないという中身も含んでおりますので、従来は3人あれば1名、国政政党。1名でも委員に参加できるというのは、今の選出内容になっておりますので、これをやっばりその後の情勢と松本委員が懸念された部分も含めてですね、やはり公平感を満たしていこうということで今回の提案になっているということでありまして、ひとつご理解を頂きたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

私は何回も言ってるんですけども、尊重されない、尊重するっていうことは裏返せば尊重しないってことですよ。だから、いや、そういうふうに聞こえちゃうんでどうしてもね。

○議長（橋本久夫君）

まあ、じゃあ、そこの、その辺の意見を、はい、西村議員。

○議会運営委員会委員（西村昭二君）

松本委員、尊重されないではなくて、ある意味会派は、政策集団というか同じ方向性を向いた構成で今もやられているかと思えます。そこでやはり国政政党の公認ということはある意味、本当の政策集団なんだろうと。ですので、そこを改正前は1人だったところを、議運の定数もあり、そしてそういったところで折衷的に3人に戻すところは違うだろうということでも議論がありましたし、我々もほとんどが国政政党の公認ではありませんけれども、やはり国政政党というところは尊重をするというところで、何も一議員を尊重しないというところではないというところ。あとは組織的な、やはり政策的な質問であったりレベルの話をし、するわけではないですけども、ある程度やはりその支持母体が大きいというところは尊重するべきだろうというところなので、

そこはですね、ご理解を頂きたいなど尊重を一議員をしなにかってということではありませんので、いずれ国政政党というところは尊重すべきというところで押さえていただければ、松本議員のことを全然尊重してないとかって話ではありませんので、そこはご理解頂きたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○16番（工藤小百合君）

今まで議連の委員長さんとか松本さんのいろんな意見を聞いて、私もちょっと一言、言いたい部分があります。私が議連の委員長やっていた頃には、確かに政党、政党さんも1人でも議連の委員としてということで、公明党さん1人でも議連の委員です。そのときに、公明党さんじゃなくて、共産党さんは3人いて、亡くなった方もいて、まず2人になったんだけど、それでも党として1人を議連に出しています。一番大事なのは今、何ていうんすか、西村議員が言った党としては自分たちの政党には、すごい人数が背中にしょってる人数がいっぱいいる。そういう政党の方は、議会運営委員会としてやっぱり1人でも、共産党の方は2人から1人でも、そしてそういう政党の方も議連に入れて議員の構成に、の中で、委員会がいろんな意味で幅広く活動できるような形の中で、委員会活動をしていくっていう部分が私、根本だと思ってるんですけども、ただ、何ですか。政党だから、なんていうの、いろんな今さっき先ほど来、松本さんおっしゃってますけれども、政党じゃない私たちはどういう対応なのかっていうのもやっぱり疑問の部分だと思うんですよ。その辺は、3人会派から1人出すのはもう根本です、議会運営委員会は。ただそれをやっぱり時代とともに少しずつ改良してきたのが、共産党さんが1人は、2人から1人入って、公明党さんが1人だけでも1人入ってる。そういう形で暫定的に議連の委員、委員会としては、変えてきた経緯はあります。

ただ、今回本当にこの人数が定数が削減された中で、本当に議会運営委員会としての、この委員会の活動が本当に大事になってきますので、先ほど西村委員はいろんな、宮古でも例えば、いろんなこれから選挙ありますけれども、そういう中で何とか党とか何とか党とかって、まあいろんな党がいっぱい増えてきました。その中から例えばその方がとれて、例えば議会に議員として当選したときに、私は何とか党の1人、本人の1人会派だけど、じゃ私もその議連に入るといこのなんつうの、そういう部分があるのかって、そういうふうになると、1人会派っていうのはもともと存在しないというか、議連の考え方ではないんですよ。だから、いろんな会派の方が議会に入ってきて、何とか会派が1人です、何とか会派が1人です。そういう1人の会派も、国会とかいろんな会派しょって、大小そこの代表として、自分はこの選挙に立ってとれました。私は議連の中に、私も入って委員会、委員として活動できるんですかって聞かれたときにこの委員会は、それをちゃんとどういうふうな対応で、正論で、いやこれは違いますとか、これこういうわけでこうなのでそれはできませんとかって、はっきりした議連のこの中身がはっきり決まってないと、そういう部分でちょっとこれから支障が出るんじゃないかなと思ってます。だから、3人で1人会派っていうのも、もともと数では宮古市議会はずっと全て通してきたものですから、その時代的にちょっとこう変わってきた部分ありますけれども、その中でこれから人数が削減していく中で、議員定数が少なくなっていく中で、いかに議連の委員会を存続していくかという意味が問われると思うので、本当に皆さん真剣に考えていただきたいなと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

私どもの会派に関わっての発言がございましたので、一言私からも補足説明をさせていただきますけれども、洞口さんがお亡くなりになった時点です、3人の会派要件を満たさなかった、私自身はですね、やめようと。つまり選ばれてるその資格がないという判断をいたしました。そのことも含めて議運で議論してですね、その時点ではですよ。確かに3人で選ばれたけれども2人になったけれども、やめてもらいますという判断はそのときの議運の中ではですね、そういう議論にはなりません。その背景には、国政政党の場合には1人でも議運に提出できる。1人でもいいってことになりますと、3人から2人になってもね、1人以上の要件満たしてるので、そうなったという背景がありますので、ここはそういう過去の議論、経過も踏まえてですね、新しい議会、19人の定数のもとではどうするかということで、議会運営委員会です、報告をさせていただいたということでありますので、目指すところは、やっぱりこれ私のダジャレではないですけど、昔から三人に寄れば文殊の知恵っていうじゃないですか。やっぱりね、会派の要件、政策を共有するってことになる、よりよい政策を生み出すとすると、ある程度政策を共有するメンバー3人、これが理想だというのは今回も堅持しているということでありますので、そこも併せてご了承頂ければと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

はい。田中委員長も過去の経緯も踏まえてのお話頂きましたけども、過去の経緯を踏まえると、議会基本条例をつくった段階で進めてきたのは、各常任委員会からこの議運の構成メンバーを出していく。そして議会運営委員会を運営していくという流れだったんですね。ただ残念ながら、その後ですね、やっぱり会派中心主義じゃないかという意見もね。多数、多数派があったんですね。そのために変わってしまったということですね。ですから私が議会基本条例に関わった部分で考えると、やはり議会運営、議会に関わる全般をどう進めていくか、運営していくかとなれば、やはりそういった会派にこだわらずですね、会派にこだわらず、限りなく議員がですね、参加できる体制をつくっていく。そういった意味では、常任委員会、4つの常任委員会でしたから、その常任委員会から2名ずつですね、出して選出して、議会運営をして、運営委員会を運営していくという流れだったというふうに記憶してます。元に戻すっていうか失礼、変ですけども、やはりそういった運営のほうは今後ですね、私はよりいい議会全般に関わってのですね、運営がスムーズにいく可能性があるかなというふうには思ってますけどね。ですから、ここにあって政党うんぬん書く必要は、私はやっぱりないんじゃないのかな。もしこの了解事項としてね、このまま継続するというのであれば、やっぱり政党要件となれば、やっぱり3人で1人って言うなれば、0.33になるわけですね、我々は、私は。すると2にすると0.5人という評価ですよ。ですから、やっぱりそこは尊重するしないが云々じゃなくて、この要件をどうするかっていうときには、やっぱりもっとこの政党要件っていうのはね、私はやっぱり町議会ではどうなのかなっていうふうに思いますね。ここで選ばれるだから尊重するしないとかっていうそういう言葉に置き換わってしまうとやっぱり私はやっぱりちょっと。うん。はいという、理解するわけにはいかない。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

今の意見を伺っておりますと、1票の格差的なですね、受け止めも私はせざるを得ないんですが、確かに、議会の活動の言わば母体をどうするか、会派でいくのか、常任委員会でいくのか。言葉を変えますと、常任委員会

中心主義ということで、以前は常任委員会から2人出すというふうな形で議運を構成したのは、そのとおりであります。その後、合議の結果、今の形になっておりますので、少なくとも今の松本委員の意見も含めてですね、何だろう、新しい議運の在り方について、現行私たちはこう考えてましたっていうことは引き継いだ上でですね、新しい議会のもとで、いやここは黙ってもう常任委員会中心主義でいこうということになればですね、それはそのときの議会でお決めになることでもいいのではないのかなと私は思っておりますので、あくまでも現時点では、過去の常任委員会中心主義から今の会派中心主義に切り替えたという中で多少そういう指摘の部分もあったということでありまして、そこを配慮するしないということではありませんし、自分の評価は0.5にしかないというそういう受け止めでですね、そこは正しくないということを改めて指摘をしてですね、いやいやそうになっておりませんので。はい。以上です。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○16番（工藤小百合君）

確かに前は、議運は常任委員会から2名ずつ選出していました。でも、今みたいに、の議運の考え方の選出方法を考えると、例えば、いろんな党をしょってる方々がいろんな今いろいろ質問を受けてますけれども、そういうのがない形でいけば常任委員会主義であれば、別に何とか、例えば共産党さんがここにいつとか公認とかね、そういうふうになればその委員会から2人選ばれるだけなので、別に党とか何かとかそういう部分はなくなると思うので、私は前みたいな常任委員会主義で、いま宮古市議会、最初はそうやってきましたので、常任委員会の中で議運の委員を選出すれば、別に今みたいな問題は発生しないし、このようにこの説明、改正点、改正後みたいな形のこういう説明は、必要ないのではないかなと私は思ってるんですが、そういった意味で今議運の委員長さんがこれからは、うん。考えるべきところはあるだろうみたいなお話されましたけれども、でも、これ本当にこれから新しい議員さんが選挙があって新しい議員さんが出て、本当にこの緊急を要するような問題ですので議運は、その中でやっぱり1番最初に全部オールラウンドで各常任委員会から2人選んだほうが、いろんなこの政党とか何かと色々な問題とかしがらみにはなくて、1番それが自然でいいのではないかなと私は前みたいな形の選出方法がいいんじゃないかなと私は思ってます。以上です。

○議長（橋本久夫君）

落合議員ありますか。いい、いいですか。いいですか、答弁なし、あの質問を受けますんで。

落合議員。

○18番（落合久三君）

松本議員の意見で、ちょっとだけ気になるのは、地方議員の選挙は個人が中心だというふうに断定し切るのはちょっと実態と合わないし、歴史的に見てもこれからを考えてもあり得ないと思います。むしろそれがいいかどうかという問題じゃなくて、例えば私の場合はいろんないろんな経過があって、共産党名乗って有権者の審判を受ける、実際に受けてます。こういう事実を否定されたんでは、私は宮古の議員としての存在価値はもう半分以上ない。そういうふうにしてそういう意味で、自分が会派、政党名、名乗っていることにそれなりの自負を持っています。で、それはそれで押しつけるものではありません。私はそういう思いで市会議員選挙をやって、そして議員としての活動をやっている。これはこれだし、それから党派を名乗らないで選挙に出る人、これはこれでそれなりの見識を持ってやっぱりやっている、そこはちゃんと私たち、私も尊重して、ちゃんと意見で真つ当な意見だと思えば賛成するし、共鳴するし、拍手もするし、そういう態度をずっと一貫して貫いてきたつもりです。

議会運営委員会は委員長と西村さんが言ったように今まで3名、会派3人に1人っていうのを今、議員定数も減っていることですし、2人にするっていうのは、ごく自然の流れだなんていうふうに思って、しかもこの提案の中に提案じゃなくて、議会運営委員会の構成の根本は、各会派3人から、以上のところから1人っていう、これが前提なんです。政党云々の前に。各会派っていうのは、それは松本議員がどういう会派に所属していくかっていう詳細はちょっと分かりませんが、結果として会派に所属しないで、1人だけになっているっていう場合もあると思うんです。それは、これはしょうがないことなんです、それがいいとか悪いじゃなくてね。だけど議運を構成するのは、各会派3人以上のところから1人っていうのを原則にするっていうんで、こういうふうになって総定数については、公になっているとおりに思うんでね。そこところは西村委員が国政政党の場合は2名、こういう条件でもいいんじゃないかっていうのはある意味、その国政政党って言う、国政政党もそうですが、地方であっても政党は政党なんでね。そういうふうな政党を名乗っている会派からも出していくっていうことは、私はいいでないかなど。ただし、私も固執はしてません。田中委員長が言うように、いやいや、みんなで議論して、純粋に会派3名から1人ないしは2人から1人っていうふうに決められるかどうか総数が7って決まっているんでね。ここは私は変える必要ないと思うので、政党要件というのを無くしたほうがいいと思うのであれば、これしっかり議論して、そのことをそういうふうに進めれば私はやぶさかでないと思ってます。

○議長（橋本久夫君）

鳥居議員。

○13番（鳥居晋君）

あの、うやうやなことではございませんが、改正後の文言について、一つだけお聞きしたいと思います。それは、国政政党の会派は、無所属議員が2人、2人でも1人を委員に推薦できるものとする、こう書いてあります。改選前でも、でもがありますけども、このでもが付くと、なんか別な意味も含んでるんじゃないかなどというような感じもするので、ここを、所属議員が2人以上で1人を委員にし、推薦できるものとするというものにすれば、すっきりするような気がするんですけども、それはできないですかね。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

今日、いま鳥居委員が引用した部分に関しましてはですね、ここは2人以上、所属議員がというのは国政政党の所属議員がって意味でございまして、決して国政政党外して、所属議員が2名で会派1人を出せると、あ、ごめん、議運1名出せるっていうそういう規定ではありません。したがって問題の背景には、従来の常任委員会中心主義ということから出た3つの常任委員会から2人ずつ議員を出すべきだというのはですね、松本委員が指摘をした部分でもありますし、工藤委員もそうすべきだという意見、今この場で述べた部分でありますので、じゃあ原則は3人以上の会派、これは政党に属さない無所属の方々が、やっぱり議員を送り出そうとするときには、政策の方向を共有する部分で会派をつくっていただいて、それでいこうというのが現行のやり方ありますので、その点についてね、今回は、我々が提案してる中身がやっぱりおかしいというのであれば、おっしゃるように、結論は2つしかないと思うんですね。会派を中心にするのか。常任委員会を中心にするのかというふうになりますので、そうなりますと、この間いろいろ意見の中で全部出ておりますけれども、3つの常任委員会、2人定数が7でありますので、それですと、それぞれの3つの常任委員会から、互選で2人を議運の委員を選出してもらうこれがいんじゃないかっていうのがですね、工藤委員が指摘してる部分であります。ただ、今日私どもが提

案しておりますのは、従来の流れを踏まえてやっぱり微調整しようということでもありますので、いきなり出てきた議員さんたちも含めてですね、この議会運営委員会の在り方について、どうすんだということでもごつかないようにね、我々から今日議論して、決めていきたいと思いますということでもありますので、したがいまして、今日は全員協議会ですから、我々が提案した中身について、駄目だということであればですね、これはこれで皆さんの合議で決める中身だというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本久夫君）

鳥居議員。

○13番（鳥居晋君）

田中委員長さんの言うことは分かりますし、そういうふうに前、前までの方々には説明してきました。その人数がどうのこうのっていうことでも、私が言ってんのはそういうことじゃないんです。その政党のことということではありません。この2人でもっていうのは、何となくすっきりしないから、ここを2人以上で1人っていうようにする、したほうがすっきりするんじゃないかなっていう、ごく簡単なことなんですけども、それは、なぜでもなんですかっていうことなんです。

○議長（橋本久夫君）

答えます、いいですか。田中委員長。

白石議員。

○9番（白石雅一君）

2人でもというところの文言のどこなんですけど、2人以上ってしてしまうと、意味が変わってきます。2人以上でも、2人以上で1人出せるっていうことは、例えば3人とか4人とか5人、もし国政政党の方が所属しても1人しか出せなくなってしまうんですよ。そういう解釈になるので、2人というふうにここで人数を限定しておかないと、それから先に所属する方が増えたときに、出せる人数が変わってくるので、ここは今この文言の通りじゃないと議会運営委員会に入る人の幅をもっともっと狭めてしまうことになると思うのでこの形がいいのかなというふうに思ってます。

○議長（橋本久夫君）

鳥居議員。

○13番（鳥居晋君）

政党の方1人でも出来るっていうこと。それは違うでしょ。うん。うん。まあまあ今まではそうだったの俺もそれわがってけど。今、聞いた時、そう言ったような気がすんだけど、それ違うんですよ。俺の聞き間違いですよ。はい、どうしても駄目ならいいです。分かりました。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

落合委員に反論するわけじゃないですけど、私は別に政党公認、政党名乗って選挙に出ることは何も否定してません。これはこれで選択肢ですから、そのとおりです。でも、名前を書く、要するに選挙にですね、名前を書くですね、個人の名前を。ですから、基本的には私はそういう意味で、個人個人の名前を書く選挙だということをご説明しただけです。あとちょっと今、ごっちゃになってますけども、今回了解事項の改正ということで、私がやっぱり3人に1人っていうのは、原則でこれは了解事項、皆さんが了解するんであれば、やむなしというふ

うに思いますし、理解をします。やはり国政政党の会派っていう、ここがやはり、どうしても気になるんですね。だとすればこの暫定的であっても、今回は次の選挙を4月以降の議会がどう、うん、するかっていうのもあるかもしれませんが、やはり、今回、今日ですね、今日含めてやっぱりきちっと今のメンバーでちゃんと決めて次に送り出さないとやっぱり駄目なんじゃないかと思いますね。ですから、この了解事項については、私はやっぱり3人に1人っていうのは基本だというのであれば、それで了解、皆さんがいいっていうのであればそれやればいいし、もうまるきし変えるっていうのであれば、変えてもおそらく構いませんけれども、やはりこの国政政党っていう部分ですね。ここだけ特別扱いするっていうのは、特例として設けるっていうのは、私はやっぱり理解ができないし、市民にも説明がつかないです。できない。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

今、事務局のほうとも若干、意見交換をさせていただきました。つまりこのでもと以上の違いですね。で、でもでいきますとですよ。例えば政党の方が4人とれた場合には、議会運営委員会が1人出せるというふうになるんです。したがってそういうことのないように、でもを使ったと、ごめん。でもという意味にはそういう意味が込められております。つまり、政党が4人いようが5人いようがその3人っていうのは原則でありますから、そこを踏まえた上で、国政政党の場合の表現ですね、2人以上としちゃうと、例えば共産党が4人いた場合には、議員に2人出せるということが生じないように、こういう表現にしているということでもありますので、どうするかについては松本委員がおっしゃったようなね、意見もあろうかと思えますけども、そういった意味で今度取扱いをどうするかについては、少なくとも我々今の議運の議論とすれば、こういう方向であえて全協の場で皆さん方のご意見を求めていますので、ここはほかの方々もですね、ぜひご意見を出ささせていただきます、取りあえずはこれでいこうやつうのもありかもしれませんでしょうし、あるいはとにかく今変えるべきだということであれば、そこも熟議の上ですね、変えることについては、私たちは全然抵抗しません。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○16番（工藤小百合君）

皆さんの意見を聞いて考えて、今までだと例えば3、普通に普通に会派ね。3人だと1人、6人だと2人会派から出せるじゃないですか。今、田中委員長さんは、自分たちの会派が例えば4人とか5人とれたら、自分たちの会派からも、議会運営委員会に2人出せるとかそういう言い方しましたけども、そういう私は違うんじゃないかなと思うんですよ。私の考えは3人に1人、会派の中が6人であれば、2人出せるというのが今までの議員の会派の考え方だと私は思ってだったんですが、今の田中委員長さんの議運の委員長さんの説明だとちょっと私、理解に苦しむんですがその辺はどうなんでしょうか。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○議会運営委員会委員長（田中尚君）

私の最初の発言が不適切でした。でもっていう表現にしたのはですね。今、工藤委員が懸念なさるようなことをある意味阻止するためにあえて使った赤字だ用語だというふうなことで、ご理解頂きたいと思います。そのためにもでもを使っていますので。2人以上という鳥居さんの発言もあったので、それだと国政政党は、2人以上だと、

4人いれば2人の議会運営委員会出せるという事態が招くので、だからここは2人でも出せることにするというふうになっているということです。違った説明は最初に発言しましたとおりで、工藤委員の誤解を招いたと思いますので、そういう意図であります。でもと以上の違いであります。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○16番（工藤小百合君）

すみません。私の理解がちょっと足りないかと思うんですが、今までの議運の選出方法は、各会派が3人あれば1人、会派で6人あれば会派から2人出せるというのはそれは基本だったと思うのですが、今の田中委員長さんの説明だと、何か4人でも2人出せるみたいな言い方すると、この文章の書き方でそういうふうに行けるのではないかという考え方が、いろんな考え方が出るので、やっぱりその辺はやっぱりもともとの議運の構成の在り方、3人の会派から1人出せます。6人であれば2人出せますっていうのは基本的にそこは変わらないと思うのですが、ただ今言ってるのは、共産党さんのこの党の方々のあれは、3人未満でも委員会が3人未満でも、2人でも1人、議会運営委員会に出せるという形の中に決まった、この方向性が非常に改正点で出てますけども、まずそれはそれで別にそれに反対はしませんけれども、やっぱり基本的な部分はやっぱり崩さないで、そこをしっかりと議運の中で、ほかの委員の方々にも、議運の構成の在り方は、基本的に会派制なので、会派3人から1人出します。6人だと2人出せますという基本的な考え方なので、その辺ほかの議員の方々もちゃんと理解していただければ、今理解しているとは思いますがけれども、今の場合は共産党さんの中で、3人未満でもってというのが、2人でも1人出せるという今この改正前の改正後の説明も受けていたところなんですけれども、だから、そこは仕方のない部分かなと思って納得、納得しなくてもしなきゃならない部分だとは思いますが、やっぱりその辺もほかの議員の方々が、皆さんが理解をちゃんとして、やっぱりこれからの議運の在り方について、やっぱり皆さんが自分たちの議会なので、もう少し一人ひとりの議員さん方がもっとしっかり考えてもらいたいなと思ってます。皆さんがいろんな意見があると思いますので、皆さんの意見も、いま意見を言わないと、あとはないと思いますので、意見のある方は、いっぱい言って、これからの宮古市議会にとって、議運がいい形の中で活動できるような形の中でしていきたい、していくことが、1番ベストだと思うので、私は以上です。

落合議員。

○18番（落合久三君）

簡単に。松本議員、委員の端的な意見は、このいま、今日提案されている文面ね。議会運営委員会について、松本議員の意見は多分こうだと思うですよ。1、委員の選出について、1、各会派の所属議員数3人につき1人の割合により各会派から推薦された委員をもって充てる、充てる。後のただし以降を削除するというのが松本議員の意見なんです。ただそれを今、田中委員長もそういう意見が出てるのを柔軟に対応して、そういう意見が本当にそうだっていうのであれば、そういう議論を、この場を進めていくことはやぶさかでないよ。私もそういう、私もそう思うですよ。松本議員の意見を否定したくて、さっき言ったような発言したんでは全くありません。議運の会議をやっているんじゃないですから、いま全協なんで、松本議員のような意見がある方もあればね、もう遠慮しないで、ここで議論しないと決まらないことだと思うんで、多分松本議員の意見は、会派、議運の構成は各派、会派から3人以上のほうから1人ずつでやろうと。だから、ただし書き以降はもう要らないと、これはこれで一つの私は案だと思うんでそういう意味で、やぶさかでないって言ったのはそういう意味なんでね。そういう意見がもっとあるのであれば、遠慮、それこそ工藤委員じゃないけど遠慮しないで、こうやったほうい

い、ああやったほうがいいっていうのをここで議論すべき、して結論出すべきだと。

○議長（橋本久夫君）

長門議員。

○17番（長門孝則君）

結論的には、現時点ではこれでやむを得ないのかなと、そういうふうに思っております。今いろいろ選出方法について意見もありました。選挙の件、国政政党の件が、やはりいろいろ意見がありますんで、議会運営委員会の選出方法をどういう方法がいいのか、会派でいいのか、あるいは常任委員会でいいのか。その辺をですね、今後、検討してほしいんです。そういうことで、今回は提案された現時点ではこれでやむを得ないのかなとそういうふうに思っております。以上です。

○議長（橋本久夫君）

そのほか、皆様のほうからご意見あれば、この場で進めていきたいと思いますが。

落合議員。

○18番（落合久三君）

松本議員のは不正確でした。各会派からっていうんじゃなく、基本条例まで持ち出したんで、それじゃ松本議員の気持ちは多分ですよ、各常任委員会からっていうふうにしたいというのが、意見でないかなっていうふうに人の気を他人の意見を勝手にあれするわけにいかないんでそういう意味だよ。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

いや、私は決して常任委員会にっていうことではなくて、今時点ですよ、今時点で、やはり先送りすることなくですね、まずはこの3人に1人っていうんなら1人で。了解事項を皆さんが理解するんであれば、これあとは政党については、削除ということです。ただし先ほど言ったように、この議会基本条例をつくる段階でつくってですね、つくって、段階も含めてなんですけど経過も含めてなんですけど、じゃあ議会運営委員会を、じゃあどう運営していくか。そういった流れもその時の議員さんたちで協議してですね、そして、あ、これだったら議会基本条例の中で委員会中心主義であれば、各常任委員会から2人推薦して運営するほうがよりいいでしょうということに進、やってきたという過去形を説明していますので、そういう流れになるかってのは、次に渡してもいいと思うんですけども、なるかないかはですね。ただ、今日はまずは、このまま先送りするんじゃなくて、落合委員が言うようにですね、政党部分の要件をカットしていただければ、私は1.0でカウントされるんだという理解をします。

○議長（橋本久夫君）

様々なご意見が今出されておりますが、議運といたしましては、先ほどの委員長の答弁を聞きますと、このままの案を一度上程した中で、次の選挙を経て、改定する準備もあるようなご発言がございました。そこで改めてどういうふうな議員構成になるかちょっと分かりませんが、そこで改めて議論をしたいというご意見でございますが、こちらでは、議員のほうではこの時点でやはり決めておいたほうがいいんじゃないかというご意見も出されております。日程上、非常に議運がまた開催してこれが上程するとなると非常にタイトな日程にもなるのかなっていう気はしておりました。ですので、この辺はどうでしょう皆さん、改めてここで決るというのもあれですが、これでいったほうがいいのか、改めて改定して、それを改めて上程してほしいというようなことになろう、

なるのか、この辺がちょっと今議論が定まっておりますが。

山崎委員。

○4番（山崎高広君）

はい。いま皆さんの議論聞いていましたが、そもそもですね、勉強不足はそうなんですけど、今までの経緯、経過の中で国政政党云々という話をはっきり言ってよくわかんないわけですよ。今ここで言われて、じゃあ賛成ですか反対ですかって言われても、私はちょっとどっちにも手を挙げれないので、一旦これ、ここでどうこうって言われてもちょっと判断つかないんです。はい。以上です。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

一応私も副議長という立場で議会運営委員会にオブザーバー参加をしております、いるわけですが、この件については、私は議会運営委員会の中では発言はいたしませんでした。ただ、この間の言わば了解事項については当然、今の現行の文についても、全協でお諮りをしております、こういう経過になっているわけですよ。つまり議会運営委員会のほうでは、やっぱり国政政党について一定の配慮をすべきではないかということで、この現行の事項がつくられて、そして全員協議会でお諮りをして、今日まで至っているというのが経過だというふうに思います。ただ、先ほど田中委員長のほうからお話あったように、この規定だと、様々誤解といいますかね、解釈、いろんな齟齬が生じてくるということで、従来の3人未満でも2人ということに、表現を変えたといいますか。より厳格に解釈等が齟齬が生じないように、変えるということの説明も付け加えられたというふうに思います。したがって私はこの間の経緯あるいは議員全員協議会での合意等々含めていくと、私は提案のとおりでも構わないのではないかというふうに思っております。

○議長（橋本久夫君）

ほかご意見ございませんね。はい。

どうでしょうか、これよろしいですか。これでいくと、この改正案で一旦、了解を頂いて、さらにいろんな条件が出た場合に次年なんだ、次期改選後に速やかにこの課題について、協議するっていうことの流れになるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。一旦この改正案をお認め頂いて、了解頂いて、そして新たな改選後の議員構成に、見て、そして再度議論をしていただくっていう形の流れにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件についてはこれで終わりとしたいと思います。

それでは予定していた説明を全て終了いたしました。その他に移ります。皆様から何かございませんでしょうか。

はい。ないようでございますので、それではこれをもちまして議員全員協議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時54分 閉会

○

宮古市議会議長 橋本久夫